

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 中世の紀年法大意 ( 下 )                                                                                                                                                                                                    |
| Sub Title        |                                                                                                                                                                                                                   |
| Author           | 間崎, 万里                                                                                                                                                                                                            |
| Publisher        | 慶應義塾理財学会                                                                                                                                                                                                          |
| Publication year | 1921                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.5 (1921. 5) ,p.716(124)- 732(140)                                                                                                                                  |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 雑録                                                                                                                                                                                                                |
| Genre            | Article                                                                                                                                                                                                           |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210501-0124">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210501-0124</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八十年代の英國社會主義に對しては、後に詳述するやうに H. M. Hyndman を通じて少なからず影響を及ぼしてゐるのである。然し Marx が一八四九年から一八八三年に涉つて英國ロンドンに亡命客として滞在し、彼の經濟的智識をこゝに求め、Wilhelm Liebknecht をして「資本論」はたロンドンにおいてのみ創造され得たものである。(Karl Marx: Biographical Memoirs. Eng. Trans. p. 32) と云はしめた程資本主義の發達した英國におりながら少數の亡命外國人以外に多くの影響を與へ得なかつたことは我々の不可思議とする所である。(M. Beer. op. cit. Vol. II. pp. 202-222. 参照)

## 中世の紀年法大意 (下)

間 崎 万 里

### 第三節 年

年を示すには、統治者の治世、一定年數を反覆する周期(a cycle)、或は一定の日附又は紀元(an era)を起點として計算する一連年の中に、年の占むる位置を以てする。上世の紀元、例へば世界紀年(The Year of the World) (之は種々に計算されてゐる)、オリンピア紀(The Olympiad)(註)、羅馬紀年(The Year of Rome)及びセリーマンド王朝紀元(The Seleucid Era)の如き種々の紀元は年表などには往々掲記せられてゐるけれども(註)、爰には之を打算に入れな

いで、實用上、上記の三種の紀年法丈けに限つて置かう。

註、近頃米國の雜誌には Olympiad を誤用して Olympic Games の意味に使用するもの行はれて來た、誠に笑止の至りである。(一九二〇年九月十八日刊行の The Nation 三二五頁參照)

本邦で神武紀元を稱するに至つたのは、明治五年十一月十五日太政官布告第三四二號『今般太陽曆御頒行、神武天皇即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付其旨ヲ被告候爲メ來ル二十五日御祭典被執行候事』といふ文面によつて明かであるが、次いで同六年三月七日太政官布告第九一號により『神武天皇御即位日ヲ紀元節ト被稱候事』となつたのである。

序年ら御參考までに諸種の紀元の一覽表を左に併記して置かう(『大英百科辭典』第十一版第四卷、1003頁)

Table of Epochs, Eras, and Periods.

| Name                               | Christian Date of Commencement |
|------------------------------------|--------------------------------|
| Grecian Mundane era.....           | 1 Sep. 5508 B.C.               |
| Civil era of Constantinople.....   | 1 Sep. 5508 "                  |
| Alexandrian era.....               | 29 Aug. 5502 "                 |
| Ecclesiastical era of Antioch..... | 1 Sep. 5492 "                  |
| Julian Period.....                 | 1 Jan. 4713 "                  |
| Mundane era.....                   | Oct. 4008 "                    |
| Jewish Mundane era.....            | Oct. 3761 "                    |
| Era of Abraham.....                | 1 Oct. 2015 "                  |

|                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| Era of the Olympiads.....           | 1 July 776 B.C. |
| Roman era.....                      | 24 April 753 "  |
| Era of Nabonassar.....              | 26 Feb. 747 "   |
| Metonic Cycle.....                  | 15 July 482 "   |
| Grecian or Syro-Macedonian era..... | 1 Sep. 312 "    |
| Tyrian era.....                     | 19 Oct. 125 "   |
| Sidonian era.....                   | Oct. 110 "      |
| Caesarian era of Antioch.....       | 1 Sep. 48 "     |
| Julian year.....                    | 1 Jan. 45 "     |
| Spanish era.....                    | 1 Jan. 38 "     |
| Actian era.....                     | 1 Jan. 30 "     |
| Angestian era.....                  | 14 Feb. 27 "    |
| Vulgar Christian era.....           | 1 Jan. 1 A.D.   |
| Destruction of Jerusalem.....       | 1 Sep. 69 "     |
| Era of Nicabees.....                | 24 Nov. 166 "   |
| Era of Diocletian.....              | 17 Sep. 284 "   |
| Era of Ascension.....               | 12 Nov. 295 "   |
| Era of the Armenians.....           | 7 July 552 "    |
| Mahomedan era of the Hegira.....    | 16 July 622 "   |
| Persian era of Yazdegird.....       | 16 June 632 "   |

羅馬の帝政治下に於ける年の區分は統領の氏名を以てした。統領職は一年を任期としたので、

其の氏名は正確なる日附を提供したのである。然るに西羅馬では西暦五三四年以後、東羅馬では同五四一年以後に、統領の任命されたものが無かつたから、爾後の年を示すには、西羅馬では *post consulatum Paulini* 東羅馬では *post consulatum Basilii* と記した。次いで五六六年に皇帝ユスチヌス二世が統領職を偕取するに及んで、爾來帝國の紀年を示すには *anno II. post consulatum Mauricii* の如き形式を以てする事となつた。これ統領職の任期は通例皇帝が即位せる翌年の一月一日に始まると思はれてゐたからである。斯くして統領就任後何年といふ數へ方 (*The post-consulate reckoning*) は極く上世に行はれ、且つ君主國に於ては今日迄も連續して行はれてゐる主權者の年數を以てする計算と同一に見られることゝなつた。併し是等の即位紀年 (*Regnal Year*) の起點となる日附は何處でも

同一ではなかつた。例へばフランク民族の間に於ては國王(King)の地位をさす)の即位を以て始としたるも、カール大帝が八〇〇年に帝(Emp-  
peror)の地位をさす)位に登るに及んではその戴冠式より年を繰つた。(註)そして此の慣習は佛蘭西の諸王によつて大抵持續せられ、獨逸の諸王は通例その即位より年を記したるも、帝位に即くに及んでは其の戴冠式より起算し或は兩方の紀年を記した。但しこの規則には除外例なしとは言へなかつた。英蘭に於ては年は常に國王の戴冠式より之を數へ來つたが、遂にヘンリ第三世の死に際し、皇太子が十字軍出征中に不在であつたため、改正を要することとなり、爾來王の即位より數へることとなつた。羅馬法王は法王紀年(Pontifical Years)を、其の選舉より數へずに、其の任職(Their ordination or consecration)より數へるを殆んど常とした。

註、現今では King でも Emperor でも、等しく皇帝と譯するのが外交上の慣用となつて居るけれども、中世に於ては判然と之を區別すべきである。この兩語の差別を理解する事は一面に於て中世期に於ける羅馬帝國の國家組織を理會する事となるので大切な事である。

△周期 歴史の用に宛てられた最古の周期（又は章ともいふ。）は十五年より成る Indiction（租税登簿周期）であつた。この周期は西暦三二二年九月一日より起算せられてゐるが、實は二九七年に會計用に宛つるために作られたものらしい。併しインデクシヨンの第一周期の起點となつた日附については證據とすべき材料がない。

是れ周期の數が唱へられた事が殆んど無いからである。たゞ知り得るは特殊の年が某十五年周期中に占むる位置丈けである。其の周期が何れであるかを知り得るはたゞインデクシヨン周期と關聯して掲記してある他の日附、例へば統領就任後或は統治者の紀年と比較し、又は後代に

至つては基督降誕紀年と比較してである。それ故に、現今主としてインヂクシヨンは之と併記してある他の紀年を照査し又は訂正するための手段に供せられてゐる。其の目附を示すには、インヂクシヨンの第一年とはせずして、常に第一インヂクシヨンの第一インヂクシヨン (prima Indictione) といふ如き形式を以てした。之を譯して基督紀元による紀年を以て記するときには、其の大部分を含んでゐる年を以て之に宛てるのが規則である。故に第一インヂクシヨンは西暦三一三年のインヂクシヨンを稱せられる。

この事は常に明かに述べてないから覺へ置くの價がある。實に有名なる學者 Kemble は、インデクシヨンは當年の九月に始まるといふ信念に基づいて、アングロ・サクソンの憲章中に常軌となつてゐる紀年をば概論してゐる。斯かる實例はゼノアの外には知られてゐない。

併しインデクシオンは常に同一日に始まつてはゐない。本來のインデクシオン、即ち九月一日に始まる希臘或はコンスタンチノープル式の外に、二通りの別の數へ方が發達した。其の一はケーザー或は帝國インデクシオン又はコンスタンチヌスのインデクシオンと稱するもので、九月二十四日を始としてゐる。恐らくは秋分の日と一致させるために工夫されたものであらう。本式は英蘭のビード大師の如き高僧が之を採用せるために廣く行はれた。便宜上 *Booth's Indiction* と稱せられてゐる。他の一は羅馬の又は法王のインデクシオンと稱するもので、十二月二十五日を始とし、又往々にして一月一日を始としたこともある。之はインデクシオンを普通の紀年と一致させるために工夫されたものに違ない。以上三種のインデクシオンの中、希臘のそれは一〇八七年の前まで法王によつて正

規に使用せられた。此年以後は慣習が一定せず、遂に法王アレクサンダー第三世(一一五九年—一一八一年)の治下に至つて、九月二十四日を始とするビードのそれに確定した。インデクシオンは八〇〇年のカール大帝の戴冠式と共に、伊太利より帝國記録所に傳はつた。最初には希臘式、次いで他の二式が交互に行はれた。英蘭ではビードのそれが普通であつたが、之よりも簡單なるクリスマスを起點とする計算が漸次に使用せられるやうになつた。法王廷記録所及び帝國記録所以外では、インデクシオンは主として宗教上の制度であつて、諸寺院のための憲章中に見出される。そして歴史家は屢々之に叙説してゐるのであるが、一般には益々使用されなくなつた。羅馬法王又は皇帝より認可を受けて、最も正確なる形式に證書を作成する事を好んだ公證人のみが、其の文書中に必ずインデ

クシオンの記入を忘れなかつた。

又復活祭日の日附を確知せんがため、一層正確に言へば、春分の月の十四日を見出さんがための技術上の目的より工夫された他の周期が行はれてゐた。この日に對して復活祭日が如何なる關係を爲してゐたかが、久しく論争點となつてゐたが、第五、六世紀の頃までに殆んど其の決定を見、復活祭日は三月二十一日の、又は其後の満月の次に來る日曜日であるといふ定義が採用せられる事となつた。

△復活祭日表 基督紀年を決定する日附となれる復活祭日が算出さるべき起點を見出すために、三六五日と四分の一の太陽暦年と三五四日の太陰暦年と、更に之と全く獨立に進み行く週日と、以上三個の合致し難き單位を一致させんとする企が爲された。即ち三單位が其の終期に於て、始初に於けると等しく新に出發し得べき

一組の年數より成れる周期を組立てんとしたのである。週日を太陽暦年に合致させることは平易な事である。一年が正三六五日から出來てゐたならば、毎七年の元日は同じ曜日となるのであるが、閏年に一日を増すがために、此數を四倍する必要が生ずる。斯くして二十八年の太陽周期を得る。

この周期を太陰の現象に合致させることは、之より餘程複雑である。八十四年の周期即ち三太陽周期が一時期を形成し、其の終末に於て三單位が再び合致すべきことが、羅馬で第三世紀に計算されたが、實に一方に年と週日を勿論調和させなければ、他方に太陰の計算に於て一日と四分の一の誤差を含んでゐた。此の周期こそは、かのケルト人の教會に採用せられる事となり、一層學術的な他の系統を採用せし人々と長き争議を生ずるに至らしめたものであ



る。そしてこの争は六六四年英蘭の Whirby に開かれた有名なる宗教會議の後までも暫らく鎮まらなかつたのである。

成る可く正確を期せんがためには、明かに太陰の廻轉の時期を打算に入れねばならなかつた。太陰曆の二三五ヶ月は殆んど正確に太陽曆の二二八ヶ月、即ち十九年に合致し、其の終末に於て兩曆法は再び合致することが上世のアテナに於て計算された。この太陰周期は東羅馬に於て復活祭日の計算を定むべき論據の一として採用された。アレクサンドリヤの天文學者達は五三二年の大周期 (Annus Magnus) を組立てた。こは二十八年の太陽周期に、十九年の太陰周期を乗じた成果である。かくて調和し難き三單位を調和させた。この周期の終末に於て、月日も、曜日も、月の盈虚も、悉く其の始初と同一の點に合致した。この系統が最後に確立した

るとき、太陰周期は二個の違つた起點より計算された事を知らねばならぬ。希臘式計算法である所謂太陰周期は西羅馬に於て採用されたものよりも三年後に起點を置いた。後者は十九年周期 (circulus decemnovennalis) 又は金數 (The Golden Number) と稱せられ、該周期中の年數も亦等しく金數と稱せられてゐる。

五三二年の時期を基礎とする一つの表が四五七年にアクイタニヤの Victorius によつて組立てられた。本表は久しく伊太利に行はれ、更に長くガリヤに行はれた。五二五年に Dionysius Exiguus の考案に成る十九年の新周期が之に代へられたけれども、こは其後百有餘年までは通用しなかつたらしい。之については降誕紀年の起源を述べるときに再説しよう。

八十四年の周期はアレクサンドリヤより、更に正確なる曆法が移入されるに及んで廢れたけ

れども、其中の一特色は西羅馬の紀年法中の恒久的要素となつて持續した。この特色といふのは太陰曆年の配置であつた。上記の如く太陰曆年は三五四日より成り、十二の太陰月 (Lunation) に分たれ、(其終となつてゐる太陽曆年中の月をとつて月名とし、各大小 Full and Hollow Months と名づくる) 三十日と二十九日の月とを交互に配置した。扱て太陰曆年は太陽曆年より十一日短かきを以て、太陰は歳末に於て歳首に於けるよりも十一日進んでゐる。一月一日に於ける月齡は之れを歳首加日 (Epacts: adiectiones lunae) といふ。其數が或る年に一であれば、翌年は十二、第三年目には二十三である。この爲めに年は前年の九月一日に始まるものとして計算された。之が三十に達すれば、之を加日より引き去り、三十日の閏月 (Embolisinal Month) が一年の中に加はる。閏月は十九年周期中の七ヶ

年丈けに加へ、其上に閏年には閏日 (Embolisinal Day) を加へる。併し周期が完了したときは太陰周期は太陽周期よりも一日進んでゐる事が分つた。即ち太陰は一日を跳越したと考へられたのである。之を Saltus Lunae といふ。別言すれば、周期の最後の年の或る月に一日を減ずるのである。この省略 (Skip) は十一月に行はれるのが普通であつたが、時々アレクサンドリヤの慣習に従ひ七月に行はれた事もある。

以上の方法によつて計算せられた太陰は、眞の月と一致する場合も、せぬ場合も、觀測の太陰ではなくて、所謂曆月である事が分るであらう。近い處で一例をとれば一九〇三年には、近世の改良曆に従へる復活祭日表は春分の満月を四月十一日に置いてあつた、随つて復活祭日は翌十二日に行はれた。然るに當時の本曆によれば、夜半後十八分に、随つて四月の十二日にな

つて太陰が満つるのであつた。故に推算によらないで觀測によると復活祭日は同十九日に行はるべきであつた。

復活祭日表は本來所謂 Paschal Term なる満月を確定する爲なのである。其次の第一日曜日、即ち Easter Sunday の日を繰るためには Concurrents と稱せられてゐる一組の数が三月二十四日の曜日を示すやうに配置されてある。是等の數は一より七に及び、一が金曜日、二が土曜日といふ順に並べ、各閏年には一つの數が省かれてある。そして是等の數は毎年順に配當されて居る。この爲に年は三月一日を起點として數へられてゐた。例へば三月二十四日が日曜日に當れば、其年の Concurrents は一で、日曜文字は F である。何故に三月二十四日を選定し、其數を金曜日に始めたかは不明である。

△紀元 以上復活祭日の周期の要素について少

らう。斯様な擴大されたる周期よりして、恐らく西班牙紀元は起つたであらうし、降誕紀年は確に之より起つたのである。

西班牙紀元は第五世紀の中葉直後に、西班牙の正統派基督教徒間に顯はれた。彼等よりしてアリウス派の西ゴート族に傳はつた。其頃羅馬に行はれてゐた舊來の復活祭日表は二九八年一月一日を起點とする八十四年周期(即ち三太陽周期)であつて、將に改訂を要するばかりとなつてゐたが、この改正が直に西班牙に知られたやうではない。西班牙國にては年代記作者が二九八年に始まる周期に先立ち、復活の日(Resurrection)と推定されてゐる日附を入れた一組の周期を組立て、斯く溯及計算を行つて、紀元前三八年一月一日に彼の最初の周期を始めたやうである。此説は事實次の周期の第一年であつた二九八年を偶然作者が加へ込んだことを推測し

しく叙述したのであるが、是等の事項は年代記憲章等に記されてない事が稀だからである。併し是等は普通の時の數へ方の中に入れる事は出來ない。但し是等の周期の二つは頗る大切になつた。その故は是等が發展して紀元となつたからである、換言すれば復活祭日一覽表中の第一年がすべての年を連續的に計算する起點としての紀元と見做されるやうになつたからである。蓋し周期は實用上から作成されたものである故、編者が記述せる年の前後よりか、然らずば現行周期の完了より始まつたのであるが、之れに反して編者が更に遠き昔に溯つて一層大規模なる表を作るに至り、かくして之れが參考用、歴史用に供せらるゝに至るは不自然な事ではない。若し斯くしたならば、過去の時期に對して現行周期を反覆し、之をば現在と未來の用に宛てられるものと同じ原理に基いて計算したのであ

て居る。誠に興味ある暗合ともいふべきは次の事實である。若し彼が九十五年(即ち五太陽周期)よりなり、アレクサンドリアの所謂東邦的なる Cyri の周期と同じ過程をふんで同じ誤謬を犯しても全然同一の起點に到達したる筈である。若し又彼が三八〇年を起點とするアレクサンドリアの Theophilus の古表より逆算しても同じ結果が得られたであらう。即ち三八〇年より二十二太陽周期即ち四一八ヶ年を減じて西暦前三八年に達した筈である。

西班牙紀元は該半島に固有であり、そして又一時西ゴート族に所屬してゐたガリヤの西南部(Aquitaine and Languedoc)に特有なものであつた。こは連續使用せられて第十四世紀に及び葡萄牙では第十五世紀の前にまで及んだ。この紀年は常に anno MCHI せすに Era MCHI(西暦一〇六五年に相當す)と記されてゐる故に、こ

の計算法は、他の一切の計算法と區別し易いものはない。そして歳首を必ず一月一日として居る故に、他に見るやうな混雜を免れてゐる。

△基督紀年 五二五年にスキチヤ出の羅馬に住める一律僧 Dionysius Exiguus が、五三一年に至つて完了すべき當時の周期のそれに代はるべき復活祭日表の編纂に着手した。其の周期は二八五年に始まるデオクレチアヌス帝紀元の一五三年目、即ち西暦四三七年より計算せられ五太陰周期即ち九十五年より成立つてゐた。デオニシウスは之を繼承していふのに、自分は基督教を迫害せる異教徒の年を記すを好まぬ、寧ろイエス・キリストの降誕を起點とした方がよいと、随つて彼はデオクレチアヌス帝紀元二四七年の翌年を基督紀元五三二年(The Year of our Lord 532)と記した。彼は新紀元を工夫してゐる事を少しも暗示せず基督降誕の年と推定されてゐた

僅少の差異ある數個の日附中より一を選んで計算し、たゞ其年を記入せるのみにて彼の復活祭日表に併記せる一連年の起首とした。而して之が第七世紀に英語の憲章中に紀年として使用せられ、且つビードが其著『英吉利人種の教會史』に採用するまでは、決して紀元とはならなかつた。

其れ故に英國流の記し方 The Year of Grace は英蘭の發明である。英蘭よりして之が歐大陸に渡來した、恐らく St. Boniface に伴はれてゐたであらう。之が文書や年代記に書き込まれ、其後にはフランクの諸王と諸帝に採用せられ、其の記録所よりして法王廷記録所に傳はり第十世紀の數年間及び正規には一〇四八年より用ひられた。この紀元は西班牙以外の西邦に行はれてゐる唯一の紀元であり、他にいふべき競敵を見ないのである。往々にして、或る歴史家は特殊

の事を記す方がよからう(註)。

の理由よりして、基督の受難(Passion)(西暦三十三年と認めらる)より其の日附を記さんとし、又他の歴史家は紀元前二二年を起點とする何等の效益なき新紀元を發明するかも知れぬが、彼は其日附を secundum evangelicam veritatem (真理の福音によつて)計算されたるものとして特記せん事を欲したのであらう。是等は我等の一般的敘述の根本には關係なき奇想の一例である。併し基督紀元一年が西暦二年であるとしても、其年の何れの日に降誕が起つたかすべきかについては共同の一致を見なかつたのである。本來はこの日は紀元前一年三月二十五日の『御告』の日であると思はれてゐたやうである。然るにビードは歳首を紀元前一年十二月二十五日の降誕祭日であると主張した。是等の兩計算法は久しく維持せられてゐたが、このことを詳述するに先立つて古代より傳はつてゐる他の歳首

註、因に今日の慣用となつてゐる西暦紀元前何年と稱する逆算法は第十八世紀より初めて普通に行はれるやうになつたのである。(Prof. E. Bernheim: Einleitung in die Geschichtswissenschaft 1909, S. 69 參照) A. D. が中世の宗教上及び學術上の用語である羅典語の省略であつて、之れよりも古い紀年が、却つて近世になつて學術上の用語となつた諸國語、例へば英語を省略せる B. C. と記されてゐるのは、言葉自身が其の歴史を語つてゐるのである。又本邦では慣用の『西暦』なる語を『西洋紀元』といはねば正しくない主張する學者もあるやうであるけれども、上註の如く西洋の紀元は一二に止まらないのであるからして、これは全く謂れなきことである。之を基督紀元といふも、耶穌紀元といふも、將た西洋紀元、略して西紀といふも同じことである。故に簡單で而も廣く行はれてゐる『西暦』と稱するのが、最も便利であり且つ穩當であらうと思はれる。

△歳首 羅馬の政治上の暦年は一月一日に始まつた。それ故、暦本は他の日を起首とすることが殆んど出来なかつた。随つて金數と日曜文字は其日より計算された。且つ暦と關聯せる西班牙



紀元による紀年は常に一月一日を歳首とした。併し基督教徒の説では、此日が異教徒の祭日と關係せるために、之を非議し割禮祭日(Feast of the Circumcision)を以て此日に宛てんとせるも、獨逸の記者がいへるが如くに、一月一日を起點として計算することを、割禮の風であるといふのは、事の本末を顛倒せるものである。この計算は第十三世紀より往々獨逸に見出されたるも他處にては至つて稀なる歳首の記し方である。尙ほ又何處にても新年(New Years Day)といふ語が、一月一日に限られて居つて他の日ではなく、又常に民間の慣用が特に之に關係してゐるのは妙である。

羅馬教會の紀年は本來は三月一日を起點として數へられたが、基督教の著作家が屢々三月を第一月といへるは別の理由からで、即ち此月は基督の受難と復活が行はれた月であると信せら

れ、且つ復活祭日の計算がすべて之を起點とせるがためである。之と關聯して Concurrents は三月一日に改められた。この日附は又フランク族によつて歳首と認められてゐたやうである。之を以て春の始としたチュートンの舊習を恐らく傳承せるがためであらう。これはロンパーチャ諸王の勅令に見出され、第十二世紀の頃までも Benevento にて使用せられた。併し或る一ヶ所に於てのみ、常に三月一日が歳首として公式に墨守せられてゐた。そはヴェニスであつた。ヴェニスに於ては之が一七九七年の共和國の滅ぶるときまで持續せられてゐた。

羅馬の會計年度、そして之より起つた元のインデクシヨンは九月一日に始まつた。之が西羅馬では年を繰る起點として稀に使用された。但し英蘭にては第十世紀及び第十一世紀の初には、九月二十四日に始まるビードのインデクシヨ

ンを歳首として年を數へたやうである。九月一日の日附は嚴密に言へばビザンチウムの日附であつて、紀元前五〇九年を起點として計算せるビザンチウムの世界紀元(annus Mundi)と普通關聯せるものであつた。こは西羅馬では殆んど見出されなかつた、尤も最後までビザンチウムの配下にあつた下伊太利及びシシリ島を除いての事である。

一月一日と三月一日及び九月一日の三つの歳首より轉じて、再び基督紀元に關聯せる歳首を説かう。御告の日と推せられてゐる日、即ち紀元前一年三月二十五日を起點とする計算は廣く行はれ、殊に伊太利北部及び Burgundy 王國に於て行はれた。之はビサに於て最も長く存続した故、ビサ式(Calculus Pisanus)と稱せられてゐる。羅馬法王は一〇八八年乃至一一四五年間に折々之を使用した、その前後には決して使用

せられなかつた(と信せられてゐる)。

本計算法の不便なる事が間もなく感ぜられたので、降誕紀年は御告の日よりではなく、降誕祭日、即ち紀元前一年十二月二十五日のクリスマス(Christmas)を起點として繰るやうになつた。之は少なくとも第十一世紀の前まで確定せる歳首として行はれ、一〇八八年の前までは法王によつて、第十三世紀の第二四半世紀の前迄は皇帝によつて、そして又英蘭に於けるアングロ・サクソン及びノーマンの諸王に依つて行はれた。この規則に對する二三の例外が特殊の事情よりして認められる。法王が御教書(Privilegia)用の計算の起點を通告祭日(Lady Day)に決定せる後ですらも、公式の通信にはすべてクリスマスを使用了。英蘭で同じ改正が爲されたとき、ベネデチヌス派の修道院は第十四世紀の頃までも引き續いてクリスマスを歳首としてゐた。



このクリスマスを開始とする計算法に代つた  
曆法は、クリスマスの次ぎの三月二十五日なる  
通告祭日式と稱するものである。故にこはピサ  
式(Calculus Pisanus)に後るゝこと十二月であ  
る。この計算法は恐らく第十世紀の終迄溯り得  
るだらう。本式はフロレンスに根據を得た、故  
にピサに行はれた似寄りの方法と區別して、之  
をフロレンス式(Calculus Florentinus)と唱へて  
ゐる。この計算法が廣く傳播したのは、少なく  
とも一部は Cisterciens 派の修道院の勢力に負へ  
るのである。本式は佛國の諸處に行はれたが、  
主として寺院用として行はれたのである。法王  
アレクサンダー三世以來歴代の法王は之を採  
用し、最も嚴肅なる文書にのみ之を用ひたので  
ある。併し英蘭にてはブランタゼネット王朝治  
下に於て正規の方法となり、特に secundum con-  
suetudinem ecclesie Anglicane (英國國教會の

慣例によつて)と日附してあるときには、其年  
は常に通告祭日を始としてゐる。

事實の上ではこの日附と餘りかけ離れてはゐ  
ないが、最も不合理な發明であつて、且つ最も  
不便なる算定は復活祭日を起點とするものであ  
る。年數は降誕祭日より數へ乍ら、初日を復活  
の日より數へるのである。そして復活祭の時期  
は一ヶ月有餘も異動する場合があるにより、一  
年の期間は決して劃一されない。もし復活祭日  
が或る年に早く、次年に晩く、到來する事にな  
れば、同一年が兩端に三月或は四月の大部分の  
日數を占むることになる。又注意して置くべき  
は復活祭日は Easter Eve を含むと考へられて  
ゐること、そして往々にして a Pasione と言は  
れてゐることである。こは前に記載して置いた  
稀に用ひられる Passion 紀年とは違ひ、たゞ受  
難の季節中に其日が存する丈の事である。

この厄介な曆法は第十二、三世紀より佛國の  
宮廷に使用されるやうになつた。之をガリヤ式  
(mos Gallicanus)といふ。併し佛國の各地に行  
はれた地方的習慣に於ては之が全然通告祭日を  
起點とする計算法の代に用ゐられたものでは無  
い。そして又決して佛國の境域の外に遠くまで  
行はれたのではない。たゞ統治者の家族を通じ  
て又は商事上に、之と密接なる關係を有する場  
處に及んだ丈けである、故に和蘭に又ケルンに  
於ても公式に使用せらるゝやうになつたけれど  
も、之は宮廷式(stylus curie)と稱せられ、クリ  
スマスを起點とする民間の計算法はど一般には  
用ひられなかつた。

以上の如く雜多なる計算法が、折々中世期の  
人々を誤謬に導くの虞があつたとすれば、尙ほ  
更ら近世の史家と著作家を混亂させたであら  
う。又一定の文書或は記述に用ゐられた方法が

何れであるかを決定するものは、特殊の場所や  
記録所の習慣ではない。ボロニヤ又はルッカ  
(Lucca)出身の記録官は其の習熟せる規則を移  
入したかも知れず、又勅書の類は、國王の記録  
所とは日附の計算法を全く異にせる修道院にて  
起草されたかも知れぬ。併し是等の相違は文書  
又は年代記作者に對しては問題となるのである  
が、基督紀年(The Year of Grace)は實際上庶民  
には關係しなかつた。若し爰に一人の旅人があ  
つてヴェニス曆法の第一日なる一二四五年三月  
一日にヴェニスを出發したと假定すれば、彼が  
フロレンスに著けるときは一二四四年であるべ  
く、そして暫らく滞在の後、ピサに赴いたとす  
れば、其地は既に一二四六年となつてゐるであ  
らう。更に西に旅程を進めてプロヴァンスに入  
りたならば、彼は再び一二四五年の人となるべく、  
復活祭日(四月十六日)の前に佛國に著かば、又

も再び一二四四年に復歸するであらう。斯く言へば日附が恐しく紛糾錯雜せるが如くに見ゆるけれども、旅人は年を念頭に置かずに、月日を以て其の移動を記すであらう。彼もし日記の初に年を記さば、それは彼の住める處の年であつて、彼の通過せる旅行先の年ではないであらう。

附言 註の多くは紹介者の老婆心より補充附記せるものである。

正誤 前號本文一五三頁下段中央の英語を *Solar Regulars* と改む。其他は略す。

## ギイディングスの歴史學說 (下)

野村兼太郎

### 六

歴史の創造力は一つの包容力ある事業——よ

であつた。「舊」として残るか、「新」として生れ發展するか。「新」も「舊」も他に對して其の本來の若しくは豫想せる極惡をなすことは出来ないから文明は存在する。

前に述べた傳襲産を構成する種々なるものよりもつと多くのものが危くなつた。遺傳も確實でなくなつた。人類の知識化の種類(種族に拘らず)が人為淘汰に自然淘汰と同じやうに運命的に従つた。改新が許されないところでは經驗的知識も後代に傳り得ない。

社會制度の起源、構造機能及び變轉に關する吾人の知識は大部分科學的歸納に基く。

こゝに未だ知られない社會制度が残つて居る。是等は幸に人種學者に依つて觀察された。事實科學的の正確さは有つて居ないが、ある程度までの確實性を以て觀察され敘述された。歴史以前の人々の社會組織は不完全乍らも古物學上

き生活の成就に集中される。其の到達の手段に文化と社會秩序とがある。文化は趣味、生活程度、知識及び技術を包含する。社會秩序は多種の習慣、親族關係、及び政略の制度である。歴史以前にあつては摸索したり試みたり、種々多様の困難に相遇する。而してこゝに文化社會秩序の萌芽を見る。歴史は穿鑿し、批判し、拒否し、選擇し、保守し、變化し、附加し、結合し、改正し、改革し、改造する。

文化の歴史は行動の歴史と等しく争闘の物語である。「新」は其の存在の爲めに「舊」を闘つた。本能、習慣、趣味、感情及び種々なる利害が「舊」を助成した。實驗的衝動、清淨、便宜、安樂、健康、進取性、繁榮等は「新」と提携した。

「舊」はそれ自身を保守するに満足しなかつた。「新」に對して争はんと試みた。故に兩者の衝突は殘存しやうとする事業の權利の爲めの戰

言語學上の研究と歴史時代に殘存した民族的風習、古俗等の助に依つて形成することが出来た。是等の證據は年代記等よりも屢々價値の多いものであつた。それは後者のやうに偏執がないし、又子孫に傳へると云ふやうな意識的計畫がないからである。是等の制度すべてを吾人は總轄して原始的社會制度として記述する。

吾人が今日知つて居る複雑な社會制度に比較すると原始的社會制度は大部分殆ど信じられない程簡單である。極少數が少しく複雑であるだけである。特種の位置、住所と關聯したある典型の連續である。

最初にして且つ最も單純なるものは森林及び叢林に於ける社會制度である。其の根本的形式は小さな群(*group*)と其の交通する多少の群とからなる。是等の各々は男、女、子供合せて僅かた二十人から五十人迄である。此の團體は血